

登録制度について

■ 登録制度の概要

この制度は、住宅金融支援機構のフラット 35（中古住宅）等の依頼に基づき、書類審査及び現地調査を行い、住宅金融支援機構の基準に適合しているかの判定業務を行うことのできる適合証明技術者を登録するものです。

- ※1 適合証明業務については、適合証明技術者のほか、住宅金融支援機構と協定を締結した民間の検査機関も業務を行うことができます。
- ※2 適合証明技術者は、中古住宅のみに関して物件検査を行うことができます。

■ 登録規程

適合証明業務を実施する際には、登録規程を遵守する必要があります。登録申請を行う際には登録規程の内容をよくご確認ください。

■ 登録申請者

建築士法第 23 条の 3 に基づく建築士事務所登録をしている開設者

■ 「適合証明技術者」として登録できる方の要件

登録申請予定の建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士または木造建築士であり、「適合証明技術者業務講習」を受講し、登録を希望する方で既存住宅状況調査技術者資格を有する方。

- ※1 ひとつの建築士事務所で複数の者が登録をする場合、登録申請は別々に行ってください。
- ※2 すべての二級建築士及び二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数 3 以上の共同建ての住宅（マンション）に係る適合証明業務に関して、建築士法第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 に定めるものに限って行うことができます。また、すべての木造建築士及び木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができません。
- ※3 「住宅金融支援機構 フラット 35（中古住宅）等適合証明技術者支援情報（URL：<https://www.kyj.jp>）」（以下「支援情報サイト」という。）で適合証明技術者の登録情報（事務所名、事務所所在地、適合証明技術者名、建築士資格種別、TEL、FAX 等）を公開いたしますのでご了解のうえ申請してください。



■ 登録窓口（登録申請先）

建築士事務所が所在する各都道府県の建築士事務所協会

■ 登録機関

（一社）日本建築士事務所協会連合会（登録機関事務局）、（公社）日本建築士会連合会

■ 講習の受講

登録予定建築士については、業務の重要性を十分認識していただくとともに、よりの確に業務を行っていただくために、「適合証明技術者業務講習」を受講していただきます。